

## ◆◆◆毒物劇物(一般・農業用品目・特定品目)販売業登録申請について◆◆◆

- ◎ 申請から許可までの標準的事務処理期間：20 日
- ◎ 申請手数料：14,700 円
- ◎ 提出部数：1 部（写しを取って、控えを保管してください。）

**1. 毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業登録申請について**

毒物又は劇物を販売又は販売のために貯蔵し、運搬し、若しくは陳列する者は、その所在地（保健所設置市）の市長の登録を受ける必要があります。（毒物及び劇物取締法第 3 条、第 4 条）

**2. 登録要件の主なもの**

毒物劇物販売業の設備基準は、次のとおりです。

**2-1 店舗**

- (1) 店舗は他社と区別すること。
- (2) 分置倉庫は大阪府内に設置されていること。

**2-2 貯蔵設備**

毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に適合するものであること。

- (1) 毒物又は劇物とその他のものとを区分して貯蔵できるものであること。
  - (2) 毒物又は劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。  
ただし、その場所が性質上施錠できないものであるときは、この限りではない。
  - (3) 毒物又は劇物を貯蔵する場所が性質上施錠できないときは、その周囲に堅固な柵が設けてあること。
  - (4) 毒物又は劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
  - (5) 毒物又は劇物を貯蔵又は陳列する保管庫は堅固なものであること（ガラス面等は不可）。
  - (6) 毒物又は劇物の運搬用具は、毒物又は劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
  - (7) 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。
- (注) 毒物又は劇物を直接扱わない販売業者（以下「オーダー販売業」という）にあつては、毒物又は劇物を貯蔵する設備を必要としない。

### 3. 毒物劇物（一般・農業用品目・特定品目）販売業登録申請

#### 3-1 毒物劇物販売業登録申請に必要な書類

- (1) 登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式）
- (2) 付近の見取り図  
（同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図）
- (3) 店舗の平面図
- (4) 毒物劇物貯蔵設備の概要図又は写真
- (5) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの、写し可 ※）
- (6) 毒物劇物取扱責任者設置届（手引き「毒物劇物取扱責任者設置届について」参照）

#### 3-2 毒物劇物オーダー販売業登録申請に必要な書類

- (1) 登録申請書（毒物及び劇物取締法施行規則第2号様式）
- (2) 付近の見取り図  
（同一フロアに複数の店舗等がある場合には当該フロア全体の配置図）
- (3) 申請者が法人の場合は登記事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの、写し可 ※）

※ 資格を証する書類、登記事項証明書及び医師の診断書等（以下、証書等）の写しについて

写しを提出する場合、以下の（ア）～（ウ）の事項を写しの余白部分等へ記載して申請者が証明を行い、当該原本証明がなされたものを提出してください。

#### 【記載事項】

- (ア) 当該写しが原本と相違ない旨
- (イ) 原本証明を行った年月日
- (ウ) 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、上記の原本証明方法に替えて原本証明した証書等を一覧化した原本証明書を作成の上、提出いただくことも可能です。

なお、添付した写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認を求めることがあります。

#### 3-3 毒物劇物販売業登録申請書の記載上の留意点

- (1) 一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業のいずれか該当するものを○で囲むこと。
- (2) 店舗の名称は、他の許可業種（例えば薬局等）がある場合は、その名称と同じ名称を記載すること。
- (3) 所在地は、住居表示のとおり記載し、ビル等の場合には、「○○ビル△階」等詳しく記載すること。
- (4) 備考欄の記載について
  - (ア) 申請者の欠格事項について、有・無のいずれか該当するものを○で囲んでください。有の場合は、その内容も記載してください。
  - (イ) 薬局開設、医薬品販売業の許可あるいは毒物劇物製造(輸入)業の登録を既に受けている場合

は、その旨及びその許可(登録)番号及び許可(登録)年月日を記載すること。また、申請中の場合は、その旨を記載すること。

(ウ) 毒物劇物を直接取り扱う場合は、有に○印をつけ、保管設備の状況について、施錠の有無を記載すること。

(エ) 毒物劇物を直接取り扱わない場合は、無（オーダー）に○印をつけること。

(5) 申請者の住所について、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本店の所在地を記載すること。

(6) 申請者の氏名について、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された法人名及び代表者職・氏名を記載すること。

### 3-4 店舗の平面図

(1) 定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。

(2) 出入口、通路を明確に記載すること。

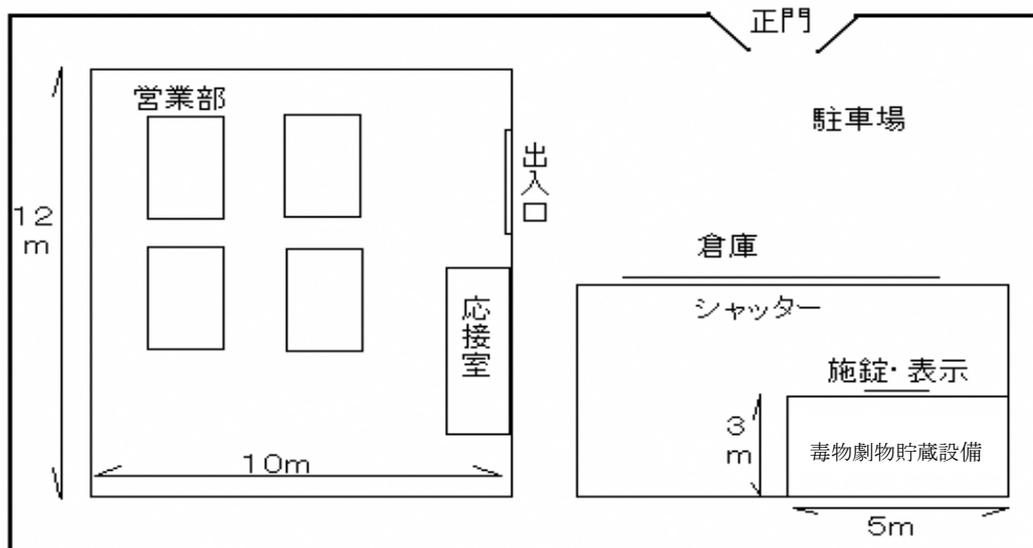
(3) 毒物劇物の貯蔵設備を明確に記載すること。

なお、薬局との兼業の場合、調剤室内には毒物劇物貯蔵設備を設置しないこと。

(4) 店舗の所在地と離れた場所に倉庫がある場合は、その所在地も記載すること。

#### 【店舗の平面図記載例】

◆◆化学



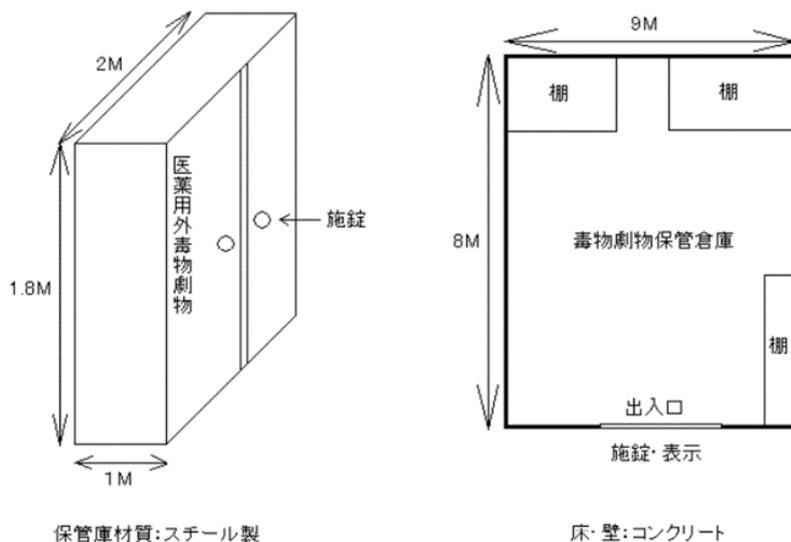
### 3-5 毒物劇物の貯蔵設備の概要図又は写真

施錠及び「医薬用外毒物、劇物」の表示が確認できるもの。

床、壁の材質、施錠及び表示について記載すること。

なお、入口が複数箇所ある場合は各々の施錠・表示箇所を図示すること。

## 【毒物劇物貯蔵設備の概要図記載例】



## 3-6 添付書類の省略

毒物及び劇物取締法等の規定による申請又は届出の際に添付すべき書類について、当該申請等以前に同一申請（届出）者が同一書類を毒物及び劇物取締法又は医薬品医療機器等法に係る書類として既に本市に提出されている場合は、その旨を申請書等の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。ただし、先に提出した内容と変更のない場合に限ります。

## (1) 添付書類を省略できない場合

- ・登録期限切れにより、新たに登録申請する場合。
- ・当該書類を添付した申請等に係る登録店舗等を廃止してから 30 日を超えて申請する場合。
- ・毒物劇物に関する業務を本市で継続して実施していない場合。

## (2) 省略できる添付書類と条件

- ・登記事項証明書
  - (ア) 市内で薬局等の許可を受けている者が、新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合。
  - (イ) 市内で毒物劇物販売業の登録を受けている者が、新たに毒物劇物販売業の登録申請を行う場合、又は同じ場所で毒物劇物販売業の種類を変えて登録申請を行う場合。
- ・店舗平面図
  - (ア) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が同一場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行う場合。
- ・毒物劇物取扱責任者の添付書類（資格を証する書類の写し、診断書、誓約書、使用関係証書又は雇用契約書の写し）
  - (ア) 毒物劇物販売業の登録を受けている者が、同一場所で毒物劇物販売業の登録の種類を変えて登録申請を行い、この毒物劇物取扱責任者が先の登録と同一人の場合。
  - (イ) 市内にある毒物劇物販売業の毒物劇物取扱責任者が異動により、市内にある同一経営者の新たな販売業の毒物劇物取扱責任者になった場合（使用関係証書又は雇用契約書

の写しは除く)。

(3) 添付書類を省略する場合の備考欄への記載事項

当該書類を提出した店舗の名称、許可(登録)番号、申請(届出)の年月日及び添付を省略する書類の種類(登記事項証明書等)を記載してください。

別記第 2 号様式 (第 2 条関係)

一 般 販 売 業  
 毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書  
 特定品目販売業

|                        |  |   |               |      |              |   |                |                |          |
|------------------------|--|---|---------------|------|--------------|---|----------------|----------------|----------|
| 店 舗 の<br>所 在 地 及 び 名 称 | ( 電 話 )                                      |   |               |      |              |   |                |                |          |
| 備 考                    | 申請者の<br>欠格事項                                 | 毒物及び劇物取締法第 19 条第 2 項若しくは第 4 項の規<br>定により、登録を取り消され、取り消しの日から起算し<br>て 2 年を経過していないこと   | 無・有<br>(その内容) |      |              |   |                |                |          |
|                        | 薬 局 許可番号第      号      ・      年      月      日 | 医 薬 品 販 売 業 許可番号第      号      ・      年      月      日  |               |      |              |   |                |                |          |
|                        | 製造業  | 毒物劇物 登録番号第      号      ・      年      月      日   |               |      |              |   |                |                |          |
|                        | 輸入業  | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">直接取扱</td> <td style="text-align: center;">保管設備状況 (有、無)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">施設等 (法第 5 条関係)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表示 (法第 12 条関係)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">無 (オーダー)</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> |               | 直接取扱 | 保管設備状況 (有、無) | 有 | 施設等 (法第 5 条関係) | 表示 (法第 12 条関係) | 無 (オーダー) |
| 直接取扱                   | 保管設備状況 (有、無)                                 |   |               |      |              |   |                |                |          |
| 有                      | 施設等 (法第 5 条関係)                               |   |               |      |              |   |                |                |          |
|                        | 表示 (法第 12 条関係)                               |   |               |      |              |   |                |                |          |
| 無 (オーダー)               | /  |   |               |      |              |   |                |                |          |

一 般 販 売 業

上記により、毒物劇物の 農業用品目販売業 の登録を申請します。  
 特定品目販売業

年      月      日

住所 } (法人にあっては、主たる  
事務所の所在地)

氏名 } (法人にあっては、その名称  
及び代表者の氏名)

豊中市長

〔連絡先〕 担当者名：  
 電話番号：